

# 前橋市立富士見中学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

- (1) いじめ防止等の対策を実施し、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、人権を侵害しているとともに、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行うものとする。

## 2 取組の内容

### (1) 基本認識

- ① いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくりを推進するとともに、保護者とともにより具体的な指導を行うものとする。
- ⑤ 地域や関係諸機関との連携・協働に努める。

### (2) 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、子どもたちの主体的な「いじめ防止活動」を推進するために、以下の通り実施する。

- ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ④ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑤ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑦ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### (3) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する傾向が強いため、学校は組織として早期発見に取り組むとともに家庭・地域と連携してその全容を捉えるため、以下の内容を実施する。

- ① 子どもの声の傾聴（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- ② 子どもの行動の注視（チェックリスト、ネットパトロール等）

- ③ 保護者との情報の共有化（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- ④ 地域との日常的な連携（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

#### (4) 早期解消に向けて

詳細な事実確認に基づき組織的にかつ速やかに対応する。

関係する子どもや保護者が納得できる解消を目指す。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめの子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

#### (5) 重大事態への対応

- ① 重大事態には心して適切に対応するとともに、同種の事態の再発防止に資するため、教育委員会と連携し、速やかに事実関係を明確にするため、適切な方法による調査を実施する。
- ② 調査結果に基づき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、教育委員会と連携して、必要な情報を適切に提供する。
- ③ 地方公共団体の長等に重大事態が発生した旨の報告を行うとともに、地方公共団体の長等による①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。

#### (6) 評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行うものとする。

### **3 組織（いじめ防止対策委員会）**

#### (1) 委員

校長、教頭、教務主任、研修主任、学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談主任、スクールカウンセラー、学習室担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、場合によって外部専門家

#### (2) いじめ防止対策委員長

生徒指導主事

#### (3) 関係機関

- ・ 前橋市教育委員会青少年課「青少年支援センター」
- ・ 群馬県中央児童相談所
- ・ 前橋市役所「子ども課」
- ・ 前橋警察「生活安全課」

#### (4) 会議

- ・ 不定期に実施

毎週木曜日第4校時のいじめ対策部会を受けた後に校長が招集する

#### 4 役割

- (1) 校長 学校いじめ防止基本方針の策定と学校経営方針への掲載
- (2) 教頭 いじめ防止推進体制の推進
- (3) いじめ防止対策委員長（生徒指導主事） 計画の立案と実施、評価の中心
- (4) 教務主任 いじめ防止のための具体的教育課程の編成
- (5) 研修主任 いじめ防止のための実践力向上に向けた研修の計画立案と実施
- (6) 各学年主任 各学年の防止計画の立案、実施、評価  
各学年の教師の指導力の向上
- (7) 教育相談主任 家庭・地域との連携

#### 5 いじめ防止対策部会(毎週木曜日4校時定例会議)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

- 内容：① 富士見中いじめ防止対策案の立案、実施と点検・評価  
② 個別ケースの確認と検討、具体的指示

##### 【担任・学年による日常の対策】

- ① 記録の集積・情報の収集
- ② 「点検表(アンケート)」の定例実施
- ③ 月例「いじめアンケート」の完全実施と内容の検討
- ④ 随時相談（含生活記録ノートへの書き込み内容への対応）
- ⑤ 具体的な指導と支援
- ⑥ 保護者との連携・協働

##### 【学級・学年内でのいじめ対応】

学年の生徒指導担当、該当学級担任、学年主任、学年職員、S C

##### 【部活動内でのいじめ対応】

該当部活動顧問、生徒指導主事、該当学級担任、該当学年主任、S C

#### 6 いじめ防止対策年間活動計画

NO	実施月(期間)	活動名	企画運営	参加者	活動の時間や場面	
					※から 選択	
(例1)	11月	いじめ防止全校討論会	生徒会本部役員	全校生徒	④	文化発表会
(例2)	通年	朝のあいさつ活動	生活委員	全校生徒	⑦	朝の活動
1	通年	朝のあいさつ活動	生徒会	委員・学級委員・生徒会	⑦	朝の活動
2	毎月	いじめについて考えるアンケート	生活指導部	全校生徒・保護者対象	⑤	帰りの会
3	5月	いじめアンケート結果の話し合い	生活指導部	全校生徒	③、⑦	特別活動、学年集会
4	5月	アサーショントレーニングの紹介	保健委員	全校生徒	⑤	全校朝礼
5	5月	いじめ防止強化月間の呼びかけ	生徒会	生活委員	⑦	のぼり旗を利用した朝の活動
6	5～7月	相談室職員との昼食会	教育相談部	1年生徒	⑦	給食時
7	6月	いじめ撲滅宣言	生徒会	全校生徒	⑤	全校総会
8	10月	いじめについての学級活動	特別活動部	全校生徒	③	特別活動
9	10月	いじめ防止の標語作成	生徒会	全校生徒	⑤	生徒総会
10	12月	人権週間	人権教育部	全校生徒	②、④	特別活動、全校集会
11	12月	いじめ防止強化月間	生徒会	全校生徒	⑤	全校朝礼

※ ①「各教科」 ②「道徳」 ③「学級活動」 ④「学校行事」⑤「児童会・生徒会活動」⑥「総合的な学習」⑦「その他」のいずれかを選択する。